

改正

平成5年6月30日条例第11号

平成6年7月1日条例第19号

平成7年7月6日条例第15号

平成7年8月29日条例第21号

平成9年8月21日条例第22号

平成11年3月31日条例第1号

平成11年6月30日条例第8号

平成12年6月30日条例第21号

平成13年1月23日条例第1号

平成13年6月22日条例第11号

平成14年3月27日条例第9号

平成14年9月30日条例第20号

平成15年3月27日条例第3号

平成17年3月29日条例第9号

平成18年3月30日条例第9号

平成18年9月29日条例第28号

平成19年3月29日条例第7号

平成20年3月28日条例第10号

平成21年3月27日条例第8号

平成22年3月26日条例第4号

平成24年3月29日条例第5号

平成26年3月27日条例第3号

平成26年9月26日条例第13号

平成27年3月27日条例第9号

平成28年3月29日条例第13号

平成29年3月29日条例第4号

市川町福祉医療費の助成に関する条例（昭和58年1月28日市川町条例第2号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第1条 この条例は、高齢期移行者、重度障害者（重度障害児を含む。以下同じ。）、乳幼児等、こども、母子家庭、父子家庭及び遺児（以下「高齢期移行者等」という。）に係る医療費の一部を助成することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところとする。

- （1） 高齢期移行者 65歳の誕生日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日を経過していない者をいう。
- （2） 重度障害者 市町の区域内に住所を有する次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する障害の程度が1級又は2級に該当する者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更正相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条に規定する精神保健福祉センターの長又は医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院若しくは診療所において、主として精神科若しくは神経科を担当する医師により重度知的障害者（児）と判定された者をいう。
 - イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条に定める障害程度が1級に該当し精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「重度精神障害者」という。）
- （3） 乳児 1歳の誕生日の属する月の末日を経過していない者をいう。
- （4） 幼児等 1歳の誕生日の属する月の翌月の初日から9歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。
- （5） 乳幼児等 乳児及び幼児等をいう。
- （6） こども 9歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。
- （7） 乳児保護者 親権者、未成年後見人その他の者で乳児を現に監護する者をいう。
- （8） 幼児等保護者 親権者、未成年後見人その他の者で幼児等を現に監護する者をいう。
- （9） こども保護者 親権者、未成年後見人その他の者でこどもを現に監護する者をいう。

- (10) 児童 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳に達する日の属する月の末日までの間にあつて別表第1に該当する者をいう。
- (11) 母子家庭の母 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に定める配偶者のない女子で、児童を監護する者をいう。
- (12) 父子家庭の父 同法第6条第2項に定める配偶者のない男子で、児童を監護する者をいう。
- (13) 遺児 別表第2に該当する児童をいう。
- (14) 養育者 遺児の属する世帯の生計を主として維持する者をいう。
- (15) 母子家庭の児童 母子家庭の母に監護される児童をいう。
- (16) 父子家庭の児童 父子家庭の父に監護される児童をいう。
- (17) 母子家庭等 母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童並びに遺児をいう。
- (18) 「医療保険各法の給付」とは、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）及び法第7条第1項に規定する医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）の規定による療養の給付又は保険外併用療養費若しくは療養費の支給（家族療養費及び特別療養費に係る当該支給を含む。）をいう。
- (19) 被保険者等負担額 当該医療に要する費用の額から医療保険各法の規定により医療の給付を行うもの（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法と併せて当該保険給付に準ずる当該支給又は給付を含む。）を控除した額（医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（保険者たる国、地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担において医療に関する給付が行われないときに限る。）をいう。
- (20) 「保険医療機関等」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項に規定する保険医療機関及び保険薬局並びにこれら以外の病院、診療所、又は薬局その他の者をいう。
- (21) 「所得を有しない者」とは、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとする。以下「市町村民税世帯非課税者」という。）であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額

及び山林所得金額にかかる所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第2項に規定する公的年金の支給を受けるものについては、同条第4項中「次に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が70万円に満たないときは、70万円」とあるのは「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。

(22) 「低所得者」とは、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。）の合計額が80万円以下である者をいう。

（福祉医療費の支給）

第3条 町長は、町の区域内に住所を有する高齢期移行者等の疾病又は負傷について、規則に定める手続に従い、当該高齢期移行者等に対し医療費を支給する。福祉医療費は、次の第1号から第5号に規定する額とする。

(1) 高齢期移行者の助成する医療費の範囲は、高齢期移行者の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の20に相当する額を一部負担金として控除した額とし、その限度額は次条第1項第1号の区分に応じ、次に定めるとおりとする。この場合において、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、法第84条に規定の例により算出した額の支給を行う。

ア 区分Ⅰ 当該一部負担金の額が、受給者個人の外来に係る医療費の場合であつて、その額が8,000円を超えるときは8,000円、受給者個人の外来以外に係る医療費の場合であつて、その額が15,000円を超えるときは 15,000円

イ 区分Ⅱ 当該一部負担金の額が、受給者個人の外来に係る医療費の場合であつて、その額が12,000円を超えるときは12,000円、受給者個人の外来以外に係る医療費の場合であつて、その額が35,400円を超えるときは 35,400円

(2) 重度障害者の助成する医療費の範囲は、重度障害者の疾病（重度精神障害者は、精神疾患による疾病を除く。）又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険

者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額とする。

ア 入院以外の療養である場合

保険医療機関ごとに1日につき600円（低所得者である場合には、400円）。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。

イ 入院療養である場合

当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の10に相当する額（保険医療機関等で連続して3月以上入院した場合を除く。）とする。ただし、この額は、同一の保険医療機関等においては2,400円（低所得者である場合には、1,600円）を限度とする。

(3) 乳幼児等の助成する医療費の範囲は、乳幼児等の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額とする。

(4) こどもの助成する医療費の範囲は、こどもの疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額とする。

(5) 母子家庭等の助成する医療費の範囲は、給付対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による療養の給付又は保険外併用療養費若しくは療養費の支給（家族療養費及び特別療養費に係る当該支給を含む。）が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額を、医療費として給付する。

ア 入院以外の療養である場合

保険医療機関ごとに1日につき800円（低所得者である場合には、400円）。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。

イ 入院療養である場合

当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に係る基準により算定した額の100分の10に相当する額（保険医療機関等で連続して3月以上入院した場合を除く。）とする。ただし、この額は、同一の保険医療機関等においては3,200円（低所得者である場合には、1,600円）を限度とする。

(6) 第1号、第2号及び前号に定める一部負担金の額は、当該被保険者等負担額を超えることができない。

(7) 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等にあつては、第2号及び第5号の適用については、それぞれ個別の保険医療機関等とみなすものとする。

(8) 第1号、第2号及び第5号に定める一部負担金については、特別の理由により支払うこと

が困難であると認められるときは、当該一部負担金を免除することができるものとする。

- 2 前項の福祉医療費は、法の規定による医療を受けることができる者及び生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による医療扶助を受けている者の疾病又は負傷については支給しない。
- 3 前項に定める者のほか、法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けた者の疾病又は負傷に係る福祉医療費については、当該給付を受けた額を限度として支給しない。

（助成対象者）

第4条 この事業の助成の対象となる者は、高齢期移行者、重度障害者、乳児保護者及び幼児等保護者、こども保護者、母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童並びに遺児とする。ただし、高齢期移行者、重度障害者、母子家庭の母、父子家庭の父及び養育者（養育者がいない場合は当該遺児）にあつては次の各号に掲げる要件を備えている者とする。

- （1） 高齢期移行者については、次表に規定する要件を備えている者とする。

区分Ⅰ	高齢期移行者が次の要件を全て備えていること。 1 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。）の合計額が80万円以下であること。 2 「所得を有しない者」であること。
区分Ⅱ	高齢期移行者が次の要件を全て備えていること。 1 市町村民税世帯非課税者であること。 2 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。）の合計額が80万円以下であること。

	<p>3 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日厚生省令第58号）第1条第2号から第5号の認定を受けていること。</p> <p>4 「所得を有しない者」以外であること。</p>
--	---

(2) 重度障害者については、重度障害者及び配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）並びに重度障害者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその重度障害者の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7及び同法附則第5条の4第6項並びに同法附則第5条の4の2第6項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）の合計額が23万5千円未満であること。

(3)及び(4) 削除

(5) 母子家庭等については、母子家庭の母、父子家庭の父及び養育者（養育者がいない場合は当該遺児）（以下これらの者を「母子家庭の母等」という。）の前年の所得（1月から6月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。）が、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条に規定する額のうち児童扶養手当の全部が支給される額未満であること（母子家庭の母等が低所得者である場合には、児童扶養手当の全部が支給停止となる額未満であること）。

(6) 母子家庭の母及び父子家庭の父が当該児童の生計を維持できないものである場合は、その者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で主として母子家庭の母及びその児童並びに父子家庭の父及びその児童の生計を維持する者（以下「生計維持者」という。）の前年の所得が前号に規定する額未満であること。

(7) ただし書の規定にかかわらず、特別の理由があると認められるときは、この事業の助成の対象とすることができるものとする。

(申請)

第5条 第3条に規定する福祉医療費の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。ただし、次条の規定により福祉医療費の支給があつたものとみなされるときは、この限りでない。

(支給方法の特例)

第6条 高齢期移行者等が、規則で定める手続に従い、規則で定める兵庫県内の病院、診療所又は薬局（以下「保険医療機関等」という。）で医療を受けた場合には、町長は、福祉医療費として当該医療を受けた者に支給すべき額の限度において、その者（保護者を含む。以下同じ。）が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

2 前項の規定による支払があったときは、当該医療を受けた者に対し、福祉医療費の支給があったものとみなす。

3 高齢期移行者については、第3条第1項第1号の規定により当然高齢期移行者が負担することとなる額が、法第67条に定める方法により支払われない場合には、第1項の特例の適用はないものとする。

(損害賠償との調整)

第7条 町長は、高齢期移行者等が、疾病又は負担に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、福祉医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した福祉医療費の全部若しくは一部に相当する額を返還させることができる。

(受給権の保護)

第8条 福祉医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成4年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の市川町福祉医療費助成条例は、平成4年7月1日以降に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

(母子家庭等の助成の特例)

3 母子家庭等については、平成27年7月1日から当分の間、第4条第5号及び同条第6号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を備えているものを助成の対象とする。

(1) 第4条第5号 母子家庭の母、父子家庭の父及び養育者（養育者がいない場合は当該遺児）

の前年の所得（1月から6月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年の所得とする。）が児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条に規定する額のうち児童扶養手当の全部が支給停止となる額未満であること。

- (2) 第4条第6号 母子家庭の母及び父子家庭の父が当該児童の生計を維持できないものである場合には、その者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で主として母子家庭の母及びその児童並びに父子家庭の父及びその児童の生計を維持する者の前年所得（1月から6月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年の所得とする。）が前号に規定する額未満であること。

附 則（平成5年6月30日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例の適用の日前に行われた医療に関する給付に関する「福祉医療費の支給」については、なお従前の例による。

附 則（平成6年7月1日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成6年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の市川町福祉医療費の助成に関する条例は、平成6年7月1日以降に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成7年7月6日条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成6年10月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例の適用日前に行われた福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成7年8月29日条例第21号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成7年7月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例の適用の日前に行われた医療に関する支給に関する「用語の定義」については、なお

従前の例による。

附 則（平成9年8月21日条例第22号）

この条例は、平成9年9月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日条例第1号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年6月30日条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成11年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の市川町福祉医療費の助成に関する条例は、平成11年7月1日以降に受けた疾病又は負傷に係る医療に対する福祉医療費の支給について適用し、同日前に受けた疾病又は負傷に係る医療に対する福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成12年6月30日条例第21号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成12年4月1日より適用する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前に行われた医療の給付に関する「用語の定義」については、なお従前の例による。

附 則（平成13年1月23日条例第1号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成13年1月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例の適用日前に行われた医療に関する給付に関する「助成する医療費の範囲」については、なお従前の例による。

附 則（平成13年6月22日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前に行われた医療の給付に関する「助成対象者」及び「助成する医療費の

範囲」については、なお従前の例による。

- 3 「福祉医療費の支給」について、平成10年7月1日から平成13年6月30日の間に出生の乳幼児に関しては、満3歳の誕生日の属する月の末日まで乳幼児に係る一部負担金を控除しない。
- 4 「所得による支給制限」中老人の項について、平成13年7月1日から平成15年6月30日までの間、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。老人の当該年度分の市町村民税（4月から6月までの間に受けた医療に係る福祉医療費については、前年度分の市町村民税とする。）が課されていないこと。前年の所得（1月から6月までの間に受けた医療に係る福祉医療費については、前々年の所得とする。）について算定した地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が145万円を超えないこと。

附 則（平成14年3月27日条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前に行われた医療に関する「用語の定義」については、なお従前の例による。

（助成の特例）

- 3 平成8年4月2日から同年4月30日までの間に生まれた者に係る平成14年5月1日から同年6月30日までの間に行われた医療の給付及び平成8年5月1日から同年5月31日までの間に生まれた者に係る平成14年6月1日から同年6月30日までの間に行われた医療の給付についても助成する。

附 則（平成14年9月30日条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。ただし、「福祉医療費の支給」中法第28条第1項第2号の適用は、平成15年1月1日からとする。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前に行われた医療の給付に関する「用語の定義」「福祉医療費の支給」については、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月27日条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前に行われた医療の給付に関する「用語の定義」については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年3月29日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前に行われた医療の給付に関する「用語の定義」、「福祉医療費の支給」及び「所得による支給の制限」については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年3月30日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に行われた医療の給付に関する「用語の定義」、「所得による支給の制限」については、なお従前の例による。
- 3 第4条第1号の規定は、平成18年7月1日から平成20年6月30日までの間、同号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 老人の当該年度分の市町村民税（4月から6月までの間に受けた医療に係る福祉医療費については、前年度分の市町村民税とする。）が課されているとき。

イ 老人が地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）附則第6条第2項又は第4項の適用を受けていること。

(2) 前号の適用については、老人が属する世帯の他の世帯員であって65歳の誕生日の属する月の前月を経過した者について、所得の額が法第28条第1項第2号に規定する額に満たないこと。

附 則 (平成18年9月29日条例第28号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に行われた医療の給付に関する「用語の定義」及び「福祉医療費の支給」については、なお従前の例による。

附 則（平成19年 3 月29日条例第 7 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費の支給については、改正後の市川町福祉医療費の助成に関する条例の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則（平成20年 3 月28日条例第10号）

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 3 月27日条例第 8 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費の支給については、改正後の市川町福祉医療費の助成に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（助成の特例）

- 3 平成21年 7 月 1 日から平成23年 6 月30日までの間、老人は市町村民税世帯非課税者である者を、重度障害者及び幼児等保護者にあつては平成21年 7 月 1 日改正前の助成対象者の要件を備える者（改正後の市川町福祉医療費の助成に関する条例第 4 条第 1 号から第 5 号までの要件を満たす者を除く。）を助成対象者とする。また、助成する医療費の範囲を次の第 1 号から第 3 号に規定する額とし、当該老人、重度障害者、幼児等保護者に対し福祉医療費として支給する。

（1） 老人の助成する医療費の範囲は、老人の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の20に相当する額を一部負担額として控除した額とする。なお、当該一部負担金の額が、外来に係る医療費の場合であつて、その額が8,000円を超えるときは8,000円とし、入院に係る医療費の場合であつて、その額が24,600円を超えるときは24,600円とする。この場合において、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、法第84条に規定の例により高額療養費に相当する額の支給を行う。

（2） 重度障害者の助成する医療費の範囲は、重度障害者の疾病（重度精神障害者は、精神疾患による疾病を除く。）又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険

者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額とする。

ア 入院以外の療養である場合

保険医療機関等ごとに1日につき900円。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。

イ 入院療養である場合

当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の10に相当する額（保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあっては、当該3月を超える期間に係るものを除く。）。ただし、この額は、同一の月に同一の保険医療機関等においては3,600円を限度とする。

(3) 幼児等の助成する医療費の範囲は、幼児等の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額とする。

ア 入院以外の療養である場合

保険医療機関等ごとに1日につき1,200円。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。

イ 入院療養である場合

当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の10に相当する額（保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあっては、当該3月を超える期間に係るものを除く。）。ただし、この額は、同一の月に同一の保険医療機関等においては4,800円を限度とする。

(4) 第1号から第3号に定める一部負担金の額は、当該被保険者等負担額を超えることができない。

(5) 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等にあっては、第2号及び第3号の適用については、それぞれ別個の保険医療機関等とみなすものとする。

(6) 第1号から第3号までに定める一部負担金について、特別の理由により支払うことが困難であると認められるときは、当該一部負担金を免除することができるものとする。

附 則（平成22年3月26日条例第4号）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前に行われた医療の給付に関する「助成対象者」については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月29日条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。
（市町村民税の額の算定の特例）
- 2 「助成対象者」中重度障害者、幼児等及び子ども保護者の項における「地方税法の規定による市町村民税の同法292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額」については、当分の間、平成22年法律第4号による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号を適用して算定するものとする。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の前に行われた医療の給付に関する「助成対象者」については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月27日条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の前を受けた医療に係る福祉医療費の支給については、改正後の市川町福祉医療費の助成に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成26年7月1日から平成31年6月30日までの間、老人については改正後の第3条第1号の規定にかかわらず、平成26年7月1日改正前の助成対象者の要件を備える者については、なお従前の例による。

附 則（平成26年9月26日条例第13号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年1月1日から適用する。ただし、附則第3項の改正規定は、平成27年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の附則第3項の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る福祉医療

費の支給について適用し、同日前に行われた医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月29日条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療の給付に関する「助成対象者」については、改正後のこの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月29日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費の支給については、改正後の福祉医療費助成に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（助成の特例）

- 3 平成29年7月1日前から高齢期移行者（平成26年7月1日前から高齢期移行者の者は除く。）であって、平成29年7月1日から平成34年6月30日までの間において、高齢期移行者で市町村民税世帯非課税者であり、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。）の合計額が80万円以下である者に対して、第3条第1号の助成する医療費の範囲を次の第1号に規定する額とし、当該高齢期移行者に対し福祉医療費として支給する。ただし、第4条第1号の助成対象者の要件にかかわらず、特別の理由があると認められるときは、この助成の特例の対象とすることができるものとする。

- (1) 高齢期移行者の助成する医療費の範囲は、高齢期移行者の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の20に相当する額を一部負担金として控除した額とする。なお、当該一部負担金の額が、受給者個人の外来

に係る医療費の場合であって、その額が12,000円を超えるときは12,000円（所得を有しない者である場合には、8,000円を超えるときには8,000円）とし、受給者個人の外来以外に係る医療費の場合であって、その額が35,400円を超えるときは35,400円（所得を有しない者である場合には、15,000円を超えるときには15,000円）とする。この場合において、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、法第84条に規定の例により高額療養費に相当する額の支給を行う。

(2) 前号に定める一部負担金の額は、当該被保険者等負担額を超えることができない。

(3) 第1号に定める一部負担金について、特別の理由により支払うことが困難であると認められるときは、当該一部負担金を免除することができるものとする。

4 平成26年7月1日前から高齢期移行者である者の助成の特例については、市川町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（平成26年条例第3号）附則第3項によるものとする。

別表第1

- 1 高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在学中の者
- 2 高等専門学校に在学し第3学年の課程を終了するまでの者
- 3 専修学校の高等課程に在学中の者（ただし、高等学校卒業者は除く。）
- 4 外国人学校に在学中の者

別表第2

- 1 両親と死別した児童
- 2 両親の生死が明らかでない児童
- 3 両親から遺棄されている児童
- 4 両親が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている児童
- 5 両親が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない児童